

大阪宅建政治連盟
会長 阪井 一仁

私道の給水管理設時における承諾書撤廃に関する要望書

平素は当会諸活動に何かとご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、公衆の用に供する道路である「私道」に接して建築する際に、水道管の埋設を必要とする場合、供給事業者（水道局）は申請者に対し、地権者からの「掘削承諾書」の徴収を求めています。

このため、申請者は地権者からの承諾書を取り付ける際、一部において「承諾料の要求や妨害行為」、「所在不明や遠方・海外での居住」等の理由により、時間的・金銭的に様々な支障が生じているのが現状です。（地権者と訴訟した場合は、殆どが地権者の敗訴となりますが、多大な時間と費用を要します。）

一方、排水設備（下水道）については、下水道法第11条により地権者の承諾を要さず、掘削することができますが、日常生活においては、上水も必要不可欠なライフラインです。

この問題は、府民の方々にとりまして、憲法で保障された生活権を守る観点からも速やかに解決していかねばなりません。

また、京都市では「全ての市民の皆様に安全・安心でおいしい水道水を速やかにお届けすること」を目的に、条例等改正により本年4月1日から承諾書が不要となりました。

つきましては、大阪府におかれましても承諾書を不要とし、円滑な水道供給事業を遂行していただくことを要望いたしますので、速やかな改善に努めていただきますようお願い申し上げます。